

北海道森林管理局入札監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：平成23年 7月29日)

開催日及び場所		平成23年7月19日(火曜日) 中会議室	
委員		前田 憲 秀 (前田憲秀税理士事務所) 青 木 豪 (青木法律事務所) 西 村 進 (西村公認会計士事務所)	
審議対象期間		平成23年1月1日～平成23年3月31日	
審議対象案件		193件 うち、1者応札案件 9件 契約の相手方が公益財団法人の案件 3件	
抽出案件		48件 うち、1者応札案件 1件 (抽出率 24.9%) (抽出率 11.1%) 契約の相手方が公益財団法人の案件 0件 (抽出率 0%)	
工事	一般競争	18件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益財団法人の案件 0件	
	指名競争	公募型指名競争	該当なし
		工事希望型競争	該当なし
		その他の指名競争	該当なし
	随意契約	該当なし	
業務	一般競争	13件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益財団法人の案件 0件	
	指名競争	公募型競争	該当なし
		簡易公募型競争	該当なし
		その他の指名競争	該当なし
	随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
		簡易公募型プロポーザル	該当なし
		標準型プロポーザル	該当なし
		その他の随意契約	該当なし

抽出案件内訳

物品・ 役務等	一 般 競 争	17件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益財団法人の案件 0件
	指 名 競 争	該当なし
	随意契約（企画競争・公募）	該当なし
	随意契約（その他）	該当なし
(特記事項) ・「平成22年度林野庁直轄事業の発注業務に係るアンケート調査結果」について		

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する 回答等	<p>1 指名停止の理由で、不正に入札情報を入手したとはどういう内容か。</p> <p>2 指名停止期間は3ヶ月となっているが、判決内容により延びるのか。</p> <p>3 指名停止期間は最大で1年なのか。</p> <p>4 D2素材生産 予定価格と落札者の間接費において、かなりの開きがあるがなぜか。</p> <p>5 間接費とは何か。</p> <p>6 B7林道改良工事 入札結果がほぼ同様の価格帯になることはあるのか。</p>	<p>1 地方自治体の最低制限価格を不当に入手した疑いで逮捕されたものである。</p> <p>2 規定に基づき逮捕の時点で指名停止期間を判断した。別の案件で再逮捕等があった場合は、通常の期間の最大2倍の指名停止期間を設けることができる。また、判決内容によっては、指名停止期間を延長することもある。</p> <p>3 今回の競争入札妨害の場合は、3ヵ月以上12ヵ月以内の範囲で期間を決定することとなっている。なお、事由等により、2分の1まで短縮、もしくは2倍まで延長することができる。</p> <p>4 提出のあった内訳書の中から比較できたのは、伐採搬出と間接費であるが、落札できるように間接費を安くしたものと考えている。</p> <p>5 保険料（事業主負担金）や諸経費が含まれている。</p> <p>6 工事積算に係る資料等は公表されていることから、入札結果がほぼ同様の価格帯になることは考えられる。</p>

	<p>7 低入札に関する調査とは、どのような調査を行っているのか。</p> <p>8 低入札に関する調査内容を入札監視委員会で審議すべきではないか。</p> <p>9 工事成績評定は、すべての工事を対象としているのか。</p> <p>10 発注見通し等の情報公開は進んでいるのか。</p> <p>11 電子入札の導入は進んでいるのか。</p>	<p>7 低入札者が当該入札工事にその価格で入札した理由や、経営状態等に問題がないかの調査である。</p> <p>8 必要に応じて、事後的であっても評価を受けるべきであると考えている。</p> <p>9 1件の請負金額が500万円を超える工事について行っている。</p> <p>10 公共工事等の調査設計、発注見通し及び入札公告等は、ホームページで公開している。</p> <p>11 H19から導入しており、治山・林道等建設工事関係、建設コンサルタント業務の入札は、原則電子入札で実施している。</p> <p>今回の入札監視委員会のアンケート調査結果を踏まえた北海道森林管理局の意見として、本庁に報告したい。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>なし</p>	

事務局：北海道森林管理局企画調整部業務調整課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。